

箱根を守り抜こう宣言！－緊急アピール－

箱根は、国内だけでなく海外からも多くの観光客が訪れる、我が国を代表する観光地の一つです。しかしながら、現在、箱根は極めて厳しい状況を迎えています。

4月下旬から大涌谷周辺で火山活動が活発化したことに伴い、観光客が大幅に減少しています。また、火山活動の沈静化がまだ見通せないことから、多くの観光事業者の皆さんは、経営の先行きに対する不安が増しています。

神奈川県は、こうした事態を乗り越え、世界に誇る観光地・箱根を守り抜く決意です。

そのために、国、箱根町及び地域の宿泊施設や観光施設等と連携し、人的被害ゼロを目指して火山活動に対する安全対策に万全を期します。

また、長年にわたり箱根の観光産業を支えてきた地域の事業者や住民の皆さんを、全力で支援してまいります。

今後、箱根を盛り上げていくためには、多くの皆さんに箱根を訪れていただくことが何より重要です。

現在、火山活動により立入が制限されている区域は、大涌谷周辺の1 km圏内です。箱根の広いエリアは、自然の景色が美しく、数多くの文化財、美術館・博物館、レジャー施設があり、様々なイベントや祭事も例年どおり行われています。

家族連れで、グループで、社員旅行で箱根を訪れて、大いに楽しみ、そして、箱根の様々な魅力を多くの人に伝えていただくことを期待します。神奈川県はインターネットを通じ、こうした取組に賛同する方々を募っています。

一緒に箱根を守り抜き、箱根を盛り上げていっていただきたいと思います。

平成 27 年 7 月 10 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

箱根を守り抜くための具体的な取組

1 観光産業等の支援

(1) 団体や企業等への要請

商工団体など各分野の団体に対して、会議等を箱根で開催するよう要請するとともに、会員企業等に従業員の箱根への旅行を奨励するよう依頼する。

(2) 箱根地域等緊急支援融資の新設

大涌谷周辺の火山活動により影響を受けている県内の中小企業を幅広く対象とした「箱根地域等緊急支援融資」（融資限度額 8,000 万円、融資利率は融資期間に応じて年 1.3%以内～1.8%以内）を新設し、6月25日から実施している。

（7月8日現在の融資実績：4件、8,700万円）

(3) セーフティネット保証4号の早期発動

県が要請した場合には、「セーフティネット保証4号」を早期に発動するよう、国に対して要望を実施した。（6月17日）

今後、箱根町の実施する宿泊施設等への影響調査をふまえ、国に対して速やかに発動を要請する。

(4) 雇用調整助成金の支給対象の拡大等

立入制限区域内に所在している事業所も「雇用調整助成金」の支給対象とすることや、売上減少の認定期間の短縮など支給要件を緩和することについて、国に対して要望を実施した。（7月7日、8日）

⇒ 7月8日に神奈川県労働局が、売上減少の認定期間について現行の3か月から、特例措置として1か月に短縮することを発表した。

あわせて、「雇用保険失業給付」の給付期間延長、受給資格決定要件の緩和措置を講じるよう国に対して要望を実施した。（6月16日、7月7日、8日）

また、災害救助法で定める適用基準と同程度の災害が発生しているものとみなして、失業給付の特例措置などを講じることを要請した。（7月8日）

⇒ 7月10日に神奈川県労働局が、失業給付の特例措置を講じることを発表した。

(5) かながわ旅行券の発行等

ア かながわ旅行券を利用できる宿泊施設について、箱根を先行して登録・公表した。
(6月16日～30日、登録施設数367のうち箱根142を先行登録・公表)

イ インターネットの宿泊予約サイトで、料金が割引かれた宿泊プランを積極的に販売した。(7月6日～、7日現在の宿泊予約2,487件のうち箱根666)
*ヤフートラベルの予約実績(楽天トラベルは集計中)

ウ 県内の観光施設等で利用できる「お楽しみクーポン」について、かながわ屋及び宿泊施設以外では、箱根町総合観光案内所(箱根湯本駅)で販売します。
(7月18日～)

エ 箱根で開催されるグルメイベントに合わせたバスツアー(9月実施予定)等を企画している。

(6) 温泉供給量が減少した旅館等への対応

当面考えられる対応策と必要な手続き等を周知し、相談に応じている。
(7月1日～)

(7) 水道料金の免除(無料)

大涌谷周辺の立入制限区域から避難された住民等の水道料金を免除する。
[別添記者発表資料参照]

2 火山活動に対する安全対策の強化

(1) 大涌谷の観測機器の整備について

噴気監視カメラ、リアルタイムGPS観測装置、機動観測用地震計などを8月末までに整備を予定している。

(2) 温泉地学研究所の人員体制強化

非常勤研究員、非常勤事務員、非常勤夜間警備員を追加配置した。(6月8日～)

(3) 避難計画の策定支援

避難計画策定のため、週2日、県職員2人を派遣している。(6月11日～)

(4) 避難計画の周知と訓練への支援

宿泊施設、自治会ごとに避難方法を周知する。
避難訓練の実施により、避難計画の着実な遂行を確保する。

3 情報発信

(1) 「箱根を守ろう！」機運の醸成

県全体で箱根を守る機運を盛り上げていくために、Twitter に箱根に対する皆さんの思いや画像を投稿してもらい『「箱根を守ろう！」みんなでツイート』を展開する。(7月10日～)

(2) 広報の実施

噴火警戒レベルがレベル3に引き上げられたことに伴い、直ちに県HP、Facebook、Twitterにより情報発信。その後も状況の変化に応じて適宜情報を更新している。(6月30日～)

(3) 多言語による情報発信

噴火警戒レベルがレベル3になったことに伴い、外国籍県民向けに多言語(英語、中国語簡体字、繁体字、スペイン語の4言語)による「箱根・大涌谷情報」を掲載している。(6月30日～)

また、噴火警戒レベル変更に伴う「大涌谷周辺の火山活動に関するQ&A」について、英語、スペイン語を掲載している。(7月2日～)

問い合わせ先

- 1 (1) (5) は、産業労働局観光部観光企画課
担当 課長 八尋 電話 045-210-5760
- (2) (3) は、産業労働局産業部金融課
担当 課長 天城 電話 045-210-5670
- (4) は、産業労働局労働部雇用対策課
担当 課長 宮坂 電話 045-210-5860
- (6) は、保健福祉局生活衛生部環境衛生課
担当 課長 太田 電話 045-210-4930
- (7) は、企業庁水道部経営課
担当 課長 山田 電話 045-210-7210
- 2 は、安全防災局災害対策課
担当 課長 杉原 電話 045-210-3420
- 3 (1) (2) は、県民局くらし県民部広報県民課
担当 課長 香川 電話 045-210-3650
- (3) は、県民局くらし県民部国際課
担当 課長 大木 電話 045-210-3740